平成２８年（再イ）第２号

福岡県飯塚市有安962番地163
再生債務者　曽根　美雪
1　決議に付する再生計画案　平成28年5月26日
付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年6月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年6月29日まで
平成28年6月7日
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

平成２８年（再イ）第９号

三重県四日市市大宮町５番２号
再生債務者　伊藤　邦泰
1　決議に付する再生計画案　平成28年6月6日
付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年6月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年6月6日まで
平成28年6月8日
津地方裁判所四日市支部

平成２８年（再イ）第８号

兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口833番地の10
再生債務者　荻堂　正嗣
1　決議に付する再生計画案　平成28年6月3日
付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年6月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年7月6日まで
平成28年6月8日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（再イ）第２号

山口県宇部市床波２丁目６番７－101号
再生債務者　山本　匡志
1　決議に付する再生計画案　平成28年6月1日
付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年7月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年7月６日まで
平成28年6月８日　山口地方裁判所宇部支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第２号

兵庫県加東市社97番地４　ランボ・イーリス101号
再生債務者　綱田　和也
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成28年6月7日　神戸地方裁判所社支部

平成２７年（再イ）第１１９号

大津市清和町26番１号、前住所京都市山科区東野百拍子町21－２　大翔第二ビル801
再生債務者　前田　耕一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成28年6月８日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１３号

千葉県千葉市花見川区宮野木台１丁目７番１棟109号
再生債務者　岩井　勉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年6月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年6月３日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月八日
掲載頁　四三頁（号外第一一七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月八日
掲載頁　四十七頁（号外第一一七号）
平成二十八年六月十六日
大阪市東成区深江北三丁目三番八号
（甲）アサヒアペックス株式会社
代表取締役　鈴木　啓次
大阪市東成区深江北三丁目三番八号
（乙）株式会社ヴェジキュー
代表取締役　藤井　伸子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十八年七月十九日であり、組織変更後の商号は株式会社生活革命とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年六月十六日
埼玉県さいたま市中央区本町東三丁目三番五号
合同会社生活革命
代表社員　宮沢　祐光

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することに致しました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年六月十六日
東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目三五番二号
ＰＩＰＥＬＩＮＥ合同会社
代表社員　渡辺ジュンアラン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年六月十六日
東京都新宿区新宿一丁目一一番一七号
ＴＫ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ合同会社
代表社員　倉田　泰輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年六月十六日
静岡県浜松市中区西浅田二丁目八番一三号
合資会社丸モ竹村木工所
代表社員　竹村智江子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十八年六月十六日
宮城県亘理郡山元町八手庭字北向一〇五番地
有限会社佐々木パレット工作所
代表取締役　佐々木裕幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十九億七千三百二十八万二千三百四十五円減少し、一億円とすることにいたしました。
株主総会の決議は、平成二十八年六月十五日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
平成二十八年六月十六日
大阪市中央区久太郎町二丁目一番五号
株式会社プロルート丸光
代表取締役　安田　康一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三万円減少し二十七万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年六月十六日
鹿児島県曽於郡大崎町永吉五〇八〇番地
合同会社南九州交通共済大隅
代表社員　坂東島繁藤